

事業所ごみの処理方法

適切に処分を

飲食店や店舗、事業所などの一般・産業廃棄物は、一般家庭用の集積所には出せません。次の通り処理してください。

一般廃棄物

- 自己搬入：処理には10キログラム当たり216円かかります
- ・可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)へ
- ・資源物：リサイクルプラザ(☎36・1000)へ

○業者委託：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ(成田国際空港内の事業所のごみは、空港内のごみ収集運搬許可業者へ依頼してください)

産業廃棄物

適正な基準に基づいて自ら処理するか、県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼してください。詳細は、県産業廃棄物協会(☎043・246・9581)へ問い合わせてください。

古紙類の資源化にご協力を

資源化することが可能な古紙類が可燃ごみとして多く搬入され、清掃工場の処理量が増加する大きな原因となっています。

古紙類は、民間の古紙回収事業所に引き取りを依頼してください。※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

国の教育ローン

在学中の利子を半額補給

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、在学期間中の利子の半額を補給します。

対象は金融機関から国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件を満たす人
○市内に1年以上住民記録がある

○市税を完納している

利子補給期間は交付決定された月からの在学期間(最長7年間。留年した年数は除く)

申請に必要な物(返済予定表、住民票(世帯全員が記載された物)、平成29年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物)

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

緑のカーテン

種を配布します

緑のカーテンは、ツル性植物で建物を覆う自然のカーテンです。設置することで、屋外からの太陽の光や熱を遮り、部屋の温度上昇を抑えられます。また、植物から出る水蒸気により周辺の温度を下げ、電気代を節約できるなどの利点があります。

なりた環境ネットワークでは、緑のカーテン用にゴーヤ・アサガオ・ヘチマの種を配布します(先着順・1人2袋まで)。
配布期間は4月16日(月)から(なく)

なり次第終了)

配布場所は環境計画課(市役所5階)、下総・大栄支所

※くわしくは、なりた環境ネットワーク事務局(環境計画課・☎20・1533)へ。

ダリアの球根配布

花と緑のあふれるまちへ

市では、ダリアの球根を市内6カ所で合計1,500人に配布します(先着順・1人1袋まで)。

配布日時は4月24日(火)～26日(木) 午前9時～午後5時

配布場所は公園緑地課(市役所5階)、下総・大栄支所、中央公民館、三里塚コミュニティセンター、もりんぴあこづつ

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

プラスチック製容器包装

プラマークが目印です

市では、プラスチック製容器包装(白色の指定袋)を資源物として

回収し、リサイクルしています。

プラスチック製容器包装は、不要になったプラスチック製の容器や包装で、プラマーク(下図)が付いている物です。

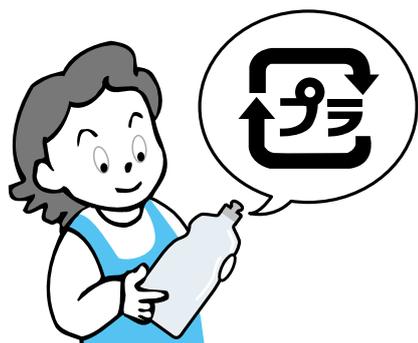
分別は次のことに注意して行ってください。

○プラマークが付いていることを確認する

○自身は使い切るか、取り除く

○汚れや臭いがなければ確認する。軽くすすぐか、拭き取ってきれいなならない場合は、可燃ごみとして出す

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。



市長日誌



3月16日～31日

16日	建設水道常任委員会 新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 総務常任委員会 防災対策に資する寄付の贈呈式(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)
17日	首都圏中央連絡自動車道(大栄JCT～松尾横芝IC)起工式
20日	成田小学校卒業式 地域連携協定締結式(成田市・イオン株式会社)
22日	3月定例会議会閉会
23日	成田リトルシニア日本リトルシニア全国選抜野球大会出場激励会
24日	成田市農業協同組合総代会
25日	成田子ども名人戦 成田山開基1080年祭記念行事実行委員会
26日	災害時の物流に係る協力に関する協定締結式(成田市・日本通運株式会社・ヤマト運輸株式会社・佐川急便株式会社)イクボス宣言式
28日	農業センター理事会
29日	成田国際空港騒音対策委員会
30日	職員退任式



イオン株式会社と協定を締結(20日)

定期監査 平成29年度の 結果を公表

平成29年度に実施した定期監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 三浦 弘
同 佐々木 宏之
同 平良 清忠

対象部局 企画政策部、総務部、財政部、空港部、シティプロモーション部、市民生活部、環境部、福祉部、健康こども部、経済部、土木部、都市部、会計室、水道部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育部、消防本部

月30日まで(土木部、都市部は12月31日まで)の財務に関する事務の執行状況が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に監査を実施した。監査に当たっては、提出された資料や提示された関係書類などを調査し、関係職員から説明を聴取した

結果 各部局の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。なお、各種補助金の交付に当たっては、領収書そのほか支出を証する書類の確認を徹底するとともに、交付の必要性・効果を十分検討し、補助金事務の適正な運用に努められた。

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

主食用米の需給改善 安定した 農業経営のために

主食用米の過剰作付けは、米価下落の原因となります。飼料用米などで生産調整に取り組むことで、主食用米の需給改善を図り、安定収入を確保できます。安定した農業経営を行うため、需要に応じた米の生産を継続しましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

家屋の取り壊しなど 資産税課へ届け出を

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されま

す。登記されていない家屋の所有者変更や取り壊しがあった場合は、資産税課(市役所2階)へ届け出てください。届け出がない場合、翌年度以降も課税されることがありますので注意してください。

なお、登記されている土地・家屋の所有者変更などは法務局へ届け出てください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

愛犬・愛猫手帳 共に暮らしていくために

犬や猫を飼うときは、その命を預かり、共に地域社会の中で暮らすという意識が大切です。

市では、家族の一員である犬や猫と一緒に暮らしていくための情報をまとめた「愛犬・愛猫手帳」を無料で配布しています。犬や猫を飼っている人、飼おうと考えている人は活用してください。

配布場所 環境衛生課(市役所2階)、下総・大栄支所、各公民館、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/kuurashi/page312300.html>)

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

人・農地プラン 作成手順を説明します

国では、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決するために「人・農地プラン」の作成を推進しています。

プランは、今後の地域農業の中心となる経営体や将来の農地利用の在り方などを地域の人たちで話し合い、市が取りまとめて作成します。作成すると、新規就農者への資金や、農地の利用集積を促進した地域への協力金などの交付を受けられます。

市では、プランの作成手順などを分かりやすく説明します。説明を希望する地区は、農政課(☎20・1542)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

今月の納期限

5月1日(火)

固定資産税 (第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

共同墓地

整備工事に補助金

市では、既存の共同墓地の整備工事に補助金を交付しています。着工前に必ず環境衛生課(☎20・1531)へ相談してください。

対象墓地 区・自治会・管理組合・5つ以上の世帯で管理する墓地

対象工事 墓地内通路・排水設備・塀・擁壁の工事など(20万円未満の工事は除く)

補助額 150万円を限度に、工事費の2分の1以内(騒音地域は補助金の限度額が異なります)

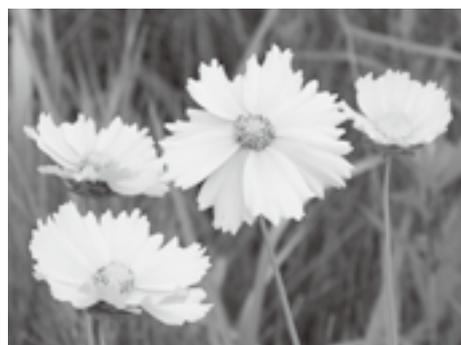
※くわしくは環境衛生課へ。

オオキンケイギク

駆除にご協力を

オオキンケイギクは、5〜7月ごろに直径5〜7センチメートルの鮮やかな黄色の花をつける植物です。

生命力・繁殖力がとても強く、一度定着すると在来の野草の生育場所を奪い、生態系に重大な影響



見つけたら適正に処分を

を及ぼします。

自宅の庭などに生えているのを見つけたら、根から引き抜き、枯れるまで乾燥させてから可燃ごみとして処分してください。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533 ホームページ<http://www.city.narita.chiba.jp/en/vionment/page111800.html>)へ。

不法投棄防止

定期的な管理を

市では、不法投棄監視員や環境保全指導員などによる巡回・夜間パトロール、監視カメラの設置を行っています。しかし、道路脇などへの不法投棄が後を絶ちません。

発見したときは速やかに環境対策課(☎20・1532)へ連絡してください。投棄物を確認・調査し、回収について対応します。

土地の所有者・管理者の皆さんへ

不法投棄は管理の行き届いていない場所で発生する傾向があります。不法投棄されないよう、防止柵の設置、定期的な見回り、草刈りなどに努めてください。

区長や不法投棄監視員からの申し出があれば、啓発用の看板を無料で配布します。

※くわしくは環境対策課へ。

鳥獣の捕獲

9月30日まで

農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を、市街地を除く市内全域で行います。

鳥類は5〜7月に銃器による捕獲を行い、獣類は9月30日(日)までわなによる捕獲を行います。安全に努めて実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、鳥獣による農作物への被害がある場合は農政課(☎20・1541)に連絡してください。

浄水器設置費補助金

飲料用井戸水に

市では、各世帯の飲料用井戸水から対象物質(下記)が基準値を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯、浄水器設置から5年以上経過し、故障などで買い替える世帯に補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に申請書提出などの手続きと、審査が必要にな

ります。

なお、水道が整備されている地区の人は交付を受けられません。

対象物質 硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)

補助額 15万円を限度に浄水器の購入・設置費用の2分の1(生活保護受給世帯などは、30万円を限度に(全額))

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

放射線量測定結果

3月に測定した次の場所は、放射線量が除染目標値(0.23マイクロシーベルト/時)以下でした。

測定場所 = 小中学校、保育園・幼稚園・認可外保育施設、市役所、下総・大栄支所、大清水大気測定局(遠山中敷地内)、幡谷大気測定局(久住体育館隣)

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page113900.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農産物などの放射性物質検査の結果

3月に検査した次の品目は、放射性物質が基準値以下でした。

検査品目 = 人参、ハウレンソウ、サニーレタス、ゴボウ
 ※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。